

様式 2

重要事務事業調整表

(第 1 回配付資料)

第二小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
住民生活 (3 9)	住民 (2)	021- 034	手数料・使用料	1	
		021- 036	延長窓口	1	
	生活 (1 1)	022- 002	町内会連合会事務局事務(町内会長連絡協議会事務局事務)(駐在員連絡協議会事務局事務)	2	
		022- 004	町内会運営補助金交付事務(自治振興交付金)	3	
		022- 005	行政事務委託料交付事務(町内会長報酬等支給事務)(駐在員設置事業)	4	
		022- 008	町内会長報酬等支給事務(行政事務委託料交付事務)(駐在員設置事業)	5	
		022- 011	駐在員設置事業(行政事務委託料交付事務)(町内会長報酬等支給事務)	5	
		022- 015	コミュニティセンター管理運営事業	5	
		022- 016	郊外地域行政連絡業務委託事業		後日配付します
		022- 028	総合相談窓口設置事業		後日配付します
		022- 030	消費生活センター設置事業		後日配付します
		022- 037	斎場管理運営事業	6	
		022- 039	斎場等使用料補助金交付事務	7	
	税務・国保 (1 5)	023- 1001	個人住民税の均等割の税率	8	
		023- 2002	都市計画税の税率	8	
		023- 2036	固定資産税不均一課税の税率 (国際観光ホテル整備法等関係)	8	
		023- 1001	個人住民税の納期	9	
		023- 2001	固定資産税の納期	9	
		023- 2002	都市計画税の納期	9	
		023- 3008	軽自動車税の納期	9	
		023- 2002	都市計画税の課税区域	1 0	
		023- 2006	免除及び減免規定(固定資産税)	1 0	
		023- 3012	免除及び減免規定(軽自動車税)	1 0	

住民生活	税務・国保	023-3017	入湯税の税率及び課税免除	1 0	
		023-3024	国民健康保険税制(税率・納期)	1 1	
		023-5016	検診事業	1 1	
		023-5025	出産育児一時金・葬祭費支給事務	1 2	
		023-5204	単独事業の状況(福祉医療)	1 2	
	環境 (6)	024-003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	1 3	
		024-013	ごみ収集事業	1 3	
		024-014	清掃指導事業	1 3	
		024-017	指定ごみ袋作成販売事業	1 4	
		024-018	資源回収事業(報奨金・回収方法)	1 4	
		024-019	ごみ減量・リサイクル推進事業	1 5	
	消防防災 (5)	025-011	消防団組織体制維持管理	1 6	
		025-012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	1 6	
		025-020	消防団分団交付金等	1 6	
		025-045	防災行政無線の再構築・防災行政無線保守管理・地域防災行政無線保守管理	1 7	
		025-080	交通災害共済		後日配付します
健康福祉 (4 7)	健康 (2 0)	031-002	妊婦健康診査		後日配付します
		031-014	4か月児健康診査		後日配付します
		031-015	7か月児健康診査		後日配付します
		031-016	9～10か月児健康診査		後日配付します
		031-017	1歳児健康診査		後日配付します
		031-018	1歳6か月児健康診査		後日配付します
		031-019	3歳児健康診査		後日配付します
		031-037	ツベルクリン・BCG接種		後日配付します
		031-039	ポリオ予防接種		後日配付します
		031-040	三種混合予防接種		後日配付します
		031-041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種		後日配付します
		031-067	集団基本健診(健診項目、申込方法、対象年齢)	1 8	
		031-067	集団基本健診(自己負担金)	1 8	
		031-067	集団基本健診(免除制度)	1 8	

健康福祉	健康	031-069	消化器検診	1 9	
		031-071	婦人科検診	1 9	
		031-072	人間ドック(対象者)	2 0	
		031-072	人間ドック(委託料)	2 0	
		031-072	人間ドック(自己負担金)	2 0	
		031-125	高齢者インフルエンザ予防接種事業		後日配付します
	福祉 (1 2)	032-020	社会福祉協議会運営費等補助事業	2 1	
		032-033	重度障害者介護者激励金支給事業	2 1	
		032-034	重度障害者介護者激励金品支給事業(単独)	2 1	
		032-035	せきずい損傷者福祉手当支給事業		後日配付します
		032-036	重度心身障害児養育手当支給事業(独自事業)	2 2	
		032-036	重度心身障害児養育手当支給事業(特別児童手当非該当特例)	2 2	
		032-064	紙おむつ支給事業	2 3	
		032-070	福祉タクシー券助成事業	2 4	
		032-071	福祉ガソリン券助成事業	2 4	
		033-302	高齢者長寿祝品等伝達事業	2 5	
		033-303	敬老事業等補助金交付事業(事業)	2 5	
		033-303	敬老事業等補助金交付事業(特養ホームへの補助)	2 5	
	高齢者福祉 (8)	033-025	外出に対する支援サービス	2 6	
		033-026	高齢者福祉タクシーの助成	2 6	
		033-041	寝たきり老人紙おむつ支給	2 7	
		033-048	寝たきり老人等介護者激励金支給	2 7	
		033-068	低所得者利用者負担減免	2 7	
		033-210	介護保険料減課・更正	2 8	
		033-211	介護保険料減免(該当要件)		後日配付します
		033-211	介護保険料減免(生活困窮者の独自減免)		後日配付します
	社会児童 (7)	034-013	認可保育所(公立)管理運営事業	2 9	
		034-029	保育料	2 9	
		034-041	集団保育児童館	2 9	
		034-043	放課後児童対策事業	2 9	

健康福祉	社会児童	034-060	遺児教育手当支給事業	30	
		034-062	誕生祝金	30	
		034-063	小規模災害の一時扶助	30	
教育 (22)	管理・学校教育 (11)	081-1224	私立高等学校生徒学費補助金(本体事業)	31	
		081-1224	私立高等学校生徒学費補助金(朝日村の通学費補助)	31	
		081-1231	育英奨学金貸付等事業	31	
		081-1236	新入学児童ランドセル贈呈事業	31	
		081-2201	スクールバス運行管理事務	32	
		081-2202	通学対策費補助金交付事務	33	
		081-2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務	34	
		081-2207	国際理解教育関係業務(ALT配置形態)	34	
		081-2208	学校支援職員配置・派遣関係業務	35	
		081-2408	幼稚園就園	35	
		081-2601	給食の状況	35	
	社会教育 (7)	082-027	地域社会教育活動振興	36	
		082-063	中央公民館管理運営事業	36	
		082-072	地区公民館管理運営事業	37	
		082-073	地区公民館運営委託事業	37	
		082-083	自治公民館等	37	
		082-084	図書館管理運営事業(本館分館・図書館協議会)	38	
		082-084	図書館管理運営事業(利用者サービス)	38	
	スポーツ (4)	083-047	体育施設使用料(割増対象)	39	
		083-047	体育施設使用料(料金体系)	39	
		083-048	体育施設使用料の減免(対象者)	40	
		083-048	体育施設使用料の減免(基準、率)	40	

部会名	住民生活	分科会名	住民			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
021-034	手数料・使用料	窓口手数料のうち、印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付等、一部に差がある。	県内他市、全国類似都市との比較から、鶴岡市の例を基本に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り		
021-036	延長窓口	鶴岡市・藤島町では、全日、各種証明の交付申請のみ受付け、証明は後日郵送。 羽黒町ほか 3 町では、週 1 回又は月 2 回、延長窓口で証明書等を交付している。(櫛引町・三川町では届の受付、収納も含む。温海町では、利用状況などから、近く鶴岡市の方式に切替える方向である。)	実施日が限定されないことにより、市民の利便性が向上することから、鶴岡市・藤島町の例を基本とする方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考
022-002 (022-003)	町内会連合会事務局事務 （町内会長連絡協議会事務局事務） （駐在員連絡協議会事務局事務） （町内会事務局事務） （区長会事務局事務）		○構成町内会の区域に相違がある。 鶴岡市 町内会連合会は市全域の町内会・住民会の組織ではなく、市街地6地区のみを102町内会で組織している。 郊外地15地区には、150の集落に自治会等が組織されているが、各集落の自治会長と駐在員は別々に定められている。 （但し、兼務の方も相当数いる） 他町村 町村全域の町内会・集落等を組織する会となっている。	・各市町村における自治組織の形態が異なっており、調整しての対応が必要であるが、新市移行後に歴史的経過、地域特性をふまえて、地域住民の意思も尊重しながら、あるべき姿を検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り	

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
022-004	町内会運営補助金交付事務 （自治振興交付金）	○ 交付内容に相違がある。 鶴岡市 町内会運営補助金（均等割 37,000 円 + 世帯割 665 円） 櫛引町 集落自治振興交付金（平等割 50,000 円 + 世帯割 1,500 円 + 一人暮らし老人世帯 5,000 円 + 老人世帯 3,000 円） 三川町 町内会自治振興交付金（平等割 100,000 円 + 均等割 600 円） 朝日村 行政運営交付金（1 世帯あたり 2,000 円。但し、自主防災組織集落には、1 世帯あたり 1,000 円加算） 温海町 集落振興運営交付金（人口割 36 円 + 世帯割 239 円 + 均等割 26,042 円） 藤島町、羽黒町は交付していない	・ 新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3 . 当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
0 2 2 - 0 0 5	行政事務委託料交付事務 （町内会長報酬等支給事務） （駐在員設置事業）	○委託料（報酬額）に相違がある。 鶴岡市 駐在員報酬（均等割 38,300 円 + 世帯割 685 円） 藤島町 町内会長報酬（均等割 138,000 円 + 世帯割 1,500 円） 羽黒町 区長報酬（年平均 180,000 円） 櫛引町 区長報酬（均等割 108,000 円 + 世帯割 1,540 円） 三川町 町内会長報酬(年額 143,000 円) 行政事務委託料（世帯割 1,140 円） 朝日村 駐在員報酬（予算総額の 1/2 を 4 0 部落で均等割、他の 1/2 を 各部落の世帯数割） 温海町 駐在員報酬（88,000 円） 行政事務取扱交付金（平等割 + 世帯割 + 距離割）	・新市移行後、自治組織のあるべき姿 を検討した後に、段階的に検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
0 2 2 - 0 0 8	町内会長報酬等支給事務 （行政事務委託料交付事務） （駐在員設置事業）	○報酬額（委託料）に相違がある。 0 2 2 - 0 0 5 と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		
0 2 2 - 0 1 1	駐在員設置事業 （行政事務委託料交付事務） （町内会長報酬等支給事務）	○報酬額（委託料）に相違がある。 0 2 2 - 0 0 5 と同じ内容	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		
0 2 2 - 0 1 5	コミュニティセンター管理運営事業	○鶴岡市のみ、コミュニティ活動拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託している。 委託料でなく、管理運営補助金を交付している。 ○コミセン使用料については、2 1 コミセン統一した使用料を徴収している。 【使用料については様式 3 - 3 参照】	・新市移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に検討する。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
0 2 2 - 0 3 7	斎場管理運営事業	○ 2 市町（鶴・藤）で設置し、1 町（温）で新潟県山北町に業務委託しているが、使用料に相違がある。 鶴岡市・・・ 【市民】5,800 円（15 歳以上） 4,100 円（15 歳未満） 2,300 円（死産児） 350 円（胞衣） 110 円（産穢物） 【市民以外】43,000 円（15 歳以上） 32,000 円（15 歳未満） 16,000 円（死産児） 藤島町・・・【町民】15,000 円 【町外】35,000 円 温海町・・・ 【町民】15,000 円（15 歳以上） 11,500 円（15 歳未満） 8,100 円（死産（胎）児） 4,600 円（産汚物） 【町民以外】30,000 円（15 歳以上） 18,400 円（15 歳未満） 13,900 円（死産（胎）児） 6,900 円（産汚物） 【霊柩車使用料】10,000 円	・ 鶴岡市の例を基本に、斎場使用料を調整する。 鶴岡市の例の内容 【市民】5,800 円（15 歳以上） 4,100 円（15 歳未満） 2,300 円（死産児） 350 円（胞衣） 110 円（産穢物） 【市民以外】43,000 円（15 歳以上） 32,000 円（15 歳未満） 16,000 円（死産児） ・ 山北町火葬場の利用については、今後も業務委託することとし、村上市岩船郡 6 市町村合併協議会の意向を尊重しながら、負担金額を調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	生活			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
0 2 2 - 0 3 9	斎場等使用料補助金交付事務	○ 4 町村で、交付内容に差がある。 （ 羽 ・ 櫛 ・ 三 ・ 朝 ） 羽黒町・・・斎場使用料から 10,000 円 （ 死 産 児 について は、 5,000 円 ）を控除した額を補助。 櫛引町・・・羽黒町に同じ 三川町・・・鶴岡市、酒田市、藤島町の 斎場使用料から 15,000 円を 控除した額を補助。 朝日村・・・羽黒町に同じ	・ 鶴岡市斎場使用料との差額を補助する。 ・ 地域的に、従来どおり酒田市や余目町の斎場を利用する場合が想定されるため、利用者の負担にならないように存続の方向で調整する。	1 . 合併まで 2 . 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3 . 当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
〔 税 率 〕関係.....資料 A ～ D						
023-1001	1 個人住民税の均等割の税率	均等割税率の相違 ・ 鶴岡市... 2 , 5 0 0 円 ・ 町 村... 2 , 0 0 0 円 所得割税率は同じ	個人市民税の均等割税率は標準税率（現行 2,500 円）とする、ただし合併年度及びこれに続く 5 か年度は不均一課税とする。 理由：合併直後の住民負担（税負担）の増加を回避する観点	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り		
023-2002	2 都市計画税の税率	税率の相違 ・ 鶴岡市... 0 . 3 0 % ・ 藤島町... 0 . 2 0 % ・ 温海町... 0 . 2 0 % 他町村は当該税目なし	都市計画税の税率は鶴岡市の例（0.30%）を基本に調整する、ただし合併する年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度（5 年度内）は不均一課税とする 理由：合併直後の住民負担（税負担）の増加を回避する観点	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り		
023-2036	3 固定資産税不均一課税の税率 < 国際観光ホテル整備法等関係 > (地方税法第 6 条適用)	現行不均一課税の税率等の相違 ・ 鶴岡市... (5 年度分) 1 . 0 % ・ 温海町... (5 年度分) 0 . 7 % * 6 年度目 ～ 8 年度目も不均一課税 他町村は当該なし	不均一課税の税率及び適用期間については鶴岡市の例を基本に調整する、ただし合併する年度及び合併前に適用中のものは旧条例により不均一税率とする 理由：現在適用中の納税義務者に対する不利益を回避する観点	1．合併まで 2．経過措置 ☒ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
〔納 期〕関係...資料E						
023-1001	4 個人住民税の納期	納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期... 6・8・10・1月</u> ・鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町.....法規定納期 ・藤島町...但書適用し第2期が11月 ・櫛引町...但書適用し第4期が12月	個人住民税の納期は法規定納期（現行の鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町の例）による 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り		
023-2001 023-2002	5 固定資産税の納期 都市計画税の納期	納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期... 4・7・12・2月</u> ・鶴岡市...法規定納期 （ただし、評価替年度の第1期は5月） ・藤島町、三川町、朝日村... 2期分相違 ・羽黒町、櫛引町、温海町... 3期分相違	固定資産税・都市計画税の納期は5月、7月、12月及び2月に統一する 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り		
023-3008	6 軽自動車税の納期	納期の相違 ・ <u>地方税法規定納期...4月</u> ・鶴岡市...5月 ・藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町...法規定納期	軽自動車税の納期は5月（鶴岡市の例）とする 理由：住民周知、指定金融機関での取扱い、賦課事務、徴収管理の観点で統一	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
〔課税区域〕関係...資料F						
023-2002	7 都市計画税の課税区域	都市計画区域と都市計画税課税市町村の相違 ・課税市町.....鶴岡市、藤島町、温海町 ・区域有課税無.....櫛引町、三川町 ・区域無課税無.....羽黒町、朝日村	都市計画税の課税区域は現行のとりとする、ただし合併後に新市における都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定 理由:合併直後の住民負担増の回避、都市計画区域の有無、新市での区域と都市計画事業が未定であること等を勘案	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
〔免除・減免〕関係...資料G・H						
023-1003 （個人住民税） 023-2006 （固定資産税） 023-3012 （軽自動車税）	8 免除及び減免規定	免除・減免規定の相違 免除・減免基準（事項）の相違 免除・減免基準（割合）の相違	免除・減免規定及び基準は鶴岡市の例を基本に調整する 理由：概ね鶴岡市の例により包含される	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
023-3017	9 入湯税の税率及び課税免除	税率の設定の相違 免除規定の相違 ・「特に町（村）長が必要と認める者」の規定...三川町、朝日村、温海町 ・「山形県福祉休養ホーム寿海荘、温海町在宅老人デイ・サービスセンター」の規定...温海町	入湯税の税率は鶴岡市、温海町の例による 入湯税の課税免除については鶴岡市の例に、第5号として「(5)特に市長が必要と認める者」を加える、ただし「寿海荘」の入湯については、従前の温海町の規定による 理由：概ね鶴岡市の例により包含されることと、これまでの施策に配慮する観点	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備 考
023 - 3024	国民健康保険税税制 （税率・納期）	税率及び納期に相違がある 【税率】 （医療） （介護） 所得割（％） 4.60～6.90 0.63～1.10 資産割（％） 22.30～30.00 4.10～7.50 均等割（円） 17,500～22,400 5,200～6,800 平等割（円） 23,500～31,000 3,200～4,600 詳細別紙 【納期】 10期（温海町）9期（鶴岡市） 8期（その他）		税率については合併特例法の規定に 基づき不均一賦課を適用し、新市にお いて段階的な調整を行うなど激変緩和 を図る 納期については電算システム及び収 納業務への影響等を踏まえ調整決定す る	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り	
023 - 5016	検診事業	人間ドック等の検診にかかる国保単 独上乗せ助成額、対象者、対象基準日に 相違がある 詳細別紙		合併後、不均一賦課と併せ新市にお いて調整する	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3．当面従来通り	

部会名	住民生活	分科会名	税務・国保			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
023 - 5025	出産育児一時金・葬祭費 支給事務	支給額に相違がある （ 出産育児一時金 ） 30 万円 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、温海町 35 万円 藤島町、三川町、朝日村 （ 葬祭費 ） 5.0 万円 三川町、温海町 5.5 万円 羽黒町 6.5 万円 櫛引町 7.0 万円 鶴岡市、藤島町 10 万円 朝日村 出産育児一時金貸付制度について、制 度の有無、貸付割合に相違がある 鶴岡市にのみ制度なし 藤島町 8 割、その他 9 割	合併後、不均一賦課と併せ新市にお いて調整する 出産育児一時金貸付制度について は、制度を設けることとし、合併まで に統一する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		
023 - 5204	単独事業の状況 （ 福祉医療 ）	福祉単独医療における重度心身障害 者医療対象者、乳幼児医療対象者の所得 要件に一部相違がある 重度心身障害者医療対象者 藤島町のみ県基準と不一致 乳幼児医療対象者の所得要件 鶴岡市のみ有、他なし	合併後、新市において調整する	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	市民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
24 —3	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	1．根拠条例 2．補助要綱（設置主体に相違あり） 補助事業なし 藤島町、三川町 行政が設置主体 櫛引町、温海町 住民が “ ” 鶴岡市、羽黒町 朝日村 利子補給あり 鶴岡市、朝日村 管理補助あり 羽黒町	条例・規則・要綱等の調整 設置主体の調整 町村は行政主体 鶴岡市は個人設置 補助内容の調整(対象区域、融資斡旋、補助率等) 建設部会上下水道分科会と要調整	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
24 —13	ごみ収集事業	1．分別計画 2．収集計画 ステーションの整備補助あり 藤島町、朝日村、温海町 団体の収集補助 鶴岡市のみ 3．配車計画	分別・収集・配車計画の調整 収集区域の見直し 効率的な収集方法の調整 委託料・委託形態の調整 ステーション設置補助の廃止 団体の収集補助の廃止	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
24 —14	清掃指導事業	1．推進員設置要綱 廃棄物減量推進員委嘱 鶴岡市、羽黒町、櫛引町、三川町 衛生協力員 朝日村 環境監視員 藤島町	条例・規則・要綱等の調整 事業内容の調整 合併時に鶴岡市の例を基本に事業内容及び衛生組織との調整を図る。 協力団体との調整(衛連) 衛連に関して健康分科会と要調整	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		

部会名	市民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備 考
24 —17	指定ごみ袋作成販売事業	1. 販売価格、指定の内容（色、大きさ） 鶴岡市 4.6 円/枚～5.5 円/枚 藤島町 20 円（衛連で販売） 羽黒町 13.5 円/枚～16.5 円/枚 商工会に依頼 櫛引町 6.4 円/枚～9.5 円/枚 三川町 商工会に委託 朝日村 指定の原版のみ 温海町 商工会に委託		販売価格の調整（処理組合で協議中） 合併時に新たな基準を定め統一する。 協力団体との調整（衛連） 衛連での販売を廃止 衛連に関して健康分科会と要調整	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り	
24 —18	資源回収事業	1. 報奨金 【紙・金属】（団体）（業者） 鶴岡市 5 円/Kg 6 円/Kg 藤島町 3 円/Kg 6 円/Kg 羽黒町 2 円/Kg 6 円/Kg 櫛引町 5 円/Kg 6 円/Kg 三川町 5 円/Kg 6 円/Kg 朝日村 5 円/Kg 1 円/Kg 温海町 2 円/Kg 5 円/Kg 衛連負担あり 藤島町、三川町、 櫛引町 2. 回収方法 拠点回収 羽黒町、櫛引町、朝日村 三川町		1. 報奨金・回収方法等の調整 協力団体との調整（衛連負担廃止） 合併時に鶴岡市の例を基本に統一する。 衛連に関して健康分科会と要調整	1. 合併まで 2. 経過措置 ☐ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り	
				2. 拠点回収の方向 合併後 3 年以内に調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ☒ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3. 当面従来通り	

部会名	市民生活	分科会名	環 境			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
24 —19	ごみ減量・リサイクル推進事業	1．生ごみ処理器助成 鶴岡市 1/3（上限 20,000 円） 藤島町 1/2（上限 5,000 円） 羽黒町 1/2（上限 20,000 円） 櫛引町 1/2（上限 15,000 円） 衛連 5,000 円 三川町 1/2（上限 15,000 円） 朝日村 1/3（上限 20,000 円） 温海町 1/2（上限 20,000 円） 2．多量排出事業所指導 3．環境にやさしい店認定制度 鶴岡市のみ	条例・規則等の調整 補助制度(補助率、限度額)の調整 鶴岡市、朝日村の制度に合わせる 環境にやさしい店認定制度 鶴岡市の制度に合わせる	1．合併まで 2．経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
025 - 011	消防団組織体制維持管理	○市町村ごとに組織されている消防団の新市における組織体制。	地域に密着して活動を展開しているそれぞれの消防団の体制を維持しつつ、新市においては、連合消防団体制の方向で調整する。 新市における消防団の名称は、○○市消防団とし、現在の各市町村の消防団は、○○支団もしくは○○方面団等の名称で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
025 - 012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	○消防団員の報酬金額、出勤等手当の有無と金額に相違がある。 （詳細は、別紙のとおり）	報酬、手当等の格差が大きいため、経過措置を講じた後、新市において検討し、段階的に調整を図る。	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
025 - 020	消防団分団交付金等	○市町村において、分団等に交付する交付金の額及び交付の範囲に相違がある。	早急に調整すると、消防団の活動そのものに支障が出ることから、当面は現状のままとし、新市において一定の期間十分に検討し、不公平感及び団運営に支障のないよう調整・統一する	1．合併まで 2．経過措置 □ 1年以内 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		

部会名	住民生活	分科会名	消防防災			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備 考	
025 — 045	・ 防災行政無線の再構築 ・ 防災行政無線保守管理 ・ 地域防災行政無線保守管理	・ 全市町村の防災行政無線統一が義務付けられている。 羽黒町、朝日村の機器老朽化 戸別受信機の現状維持 ・ 固定系及び移動系の保守管理委託料が市町村毎異なる。 全市町村委託料総額 7,500 千円	・ 当面は統合器によりシステムの統一化を図るが、旧市町村単位の機器老朽化を勘案しながら、かつ戸別受信機のあり方も含め段階的にシステムの再構築を図る。 ・ 委託管理は当分の間、現行のとおりとし、システムの再構築に併せ段階的に調整を図る。	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来通り		

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
031-067	集団基本健診	○ 健診項目の選択項目の取扱いに違いがある。 ○ 申込方法に違いがある。 ○ 対象年齢に一部違いがある。 （70歳以上を集団健診から除外し個別健診のみに限定（櫛引））		70歳以上も対象とすることで調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来どおり	
		○ 問診票の配布方法が違う ・ 鶴岡市 郵送 ・ 藤島町 郵送、推進員 ・ 羽黒町 保健班長 ・ 櫛引町 郵送 ・ 三川町 町内会 ・ 朝日村 駐在員 ・ 温海町 郵送		郵送による方法で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来どおり	
		○ 自己負担金が違う ・ 鶴岡市 1,300 円 ・ 藤島町 1,000 円 ・ 羽黒町 1,000 円 ・ 櫛引町 600～1,200 円 ・ 三川町 0～1,000 円 ・ 朝日村 1,200 円 ・ 温海町 0～1,400 円		国の徴収基準により調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来どおり	
		○ 免除制度に違いがある。		免除制度は、老人保健事業にもとづき 鶴岡市の例を基本に調整する。 ・ 65歳以上は無料 ・ 生活保護世帯は無料（要申請） ・ 市民税非課税世帯は無料（要申請）	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来どおり	
		○ 自己負担金の収納処理が違う。		自己負担金徴収の処理方法について調整する。 （人間ドック等他の健診にかかる分も 同じ取扱いとする）	1. 合併まで 2. 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来どおり	

部会名	健康福祉	分科会名	健康																											
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考																								
031-069	消化器検診	○胃がん検診 減免対象者及び胃がん検診自己負担金に相違がある。 <table><tr><td>・鶴岡市 1,000 円</td><td>・藤島町 1,400 円</td></tr><tr><td>・羽黒町 1,000 円</td><td>・櫛引町 1,300 円</td></tr><tr><td>・三川町 1,300 円</td><td>・朝日村 1,500 円</td></tr><tr><td>・温海町 1,500 円</td><td></td></tr></table> ○大腸がん検診の自己負担額は400円～600円で100～200円差		・鶴岡市 1,000 円	・藤島町 1,400 円	・羽黒町 1,000 円	・櫛引町 1,300 円	・三川町 1,300 円	・朝日村 1,500 円	・温海町 1,500 円		鶴岡市の例を基準に調整する。 ・藤島町 454 人×400 円（最大持出し） ・櫛引町 363 人×300 円 ・三川町 706 人×300 円 ・朝日村 564 人×500 円 ・温海町 1,152 人×500 円 総額（最大） 1,360,300 円 減額による持出しは軽微と想定される。	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり																	
・鶴岡市 1,000 円	・藤島町 1,400 円																													
・羽黒町 1,000 円	・櫛引町 1,300 円																													
・三川町 1,300 円	・朝日村 1,500 円																													
・温海町 1,500 円																														
031-071	婦人科検診	○子宮がん検診の自己負担に相違がある。 <table><tr><td>頸部がん</td><td>体部がん(+)</td></tr><tr><td>・鶴岡市 1,000 円</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>・藤島町 2,000 円</td><td></td></tr><tr><td>・羽黒町 1,000 円</td><td>1,700 円</td></tr><tr><td>・櫛引町 1,200 円</td><td></td></tr><tr><td>・三川町 1,100 円</td><td></td></tr><tr><td>・朝日村 1,500 円</td><td></td></tr><tr><td>・温海町 2,000 円</td><td></td></tr></table> ○乳がん検診の自己負担に相違がある。 <table><tr><td>・鶴岡市 400 円</td><td>・藤島町 800 円</td></tr><tr><td>・羽黒町 500 円</td><td>・櫛引町 500 円</td></tr><tr><td>・三川町 500 円</td><td>・朝日村 500 円</td></tr><tr><td>・温海町 900 円</td><td></td></tr></table>		頸部がん	体部がん(+)	・鶴岡市 1,000 円	1,700 円	・藤島町 2,000 円		・羽黒町 1,000 円	1,700 円	・櫛引町 1,200 円		・三川町 1,100 円		・朝日村 1,500 円		・温海町 2,000 円		・鶴岡市 400 円	・藤島町 800 円	・羽黒町 500 円	・櫛引町 500 円	・三川町 500 円	・朝日村 500 円	・温海町 900 円		鶴岡市の例を基準に調整する。 （乳がん検診については、国のマンモグラフィの導入が 16 年度から検討されているため、新制度として検診・料金体制を調整する。）	1．合併まで 2．経過措置 ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3．当面従来どおり	
頸部がん	体部がん(+)																													
・鶴岡市 1,000 円	1,700 円																													
・藤島町 2,000 円																														
・羽黒町 1,000 円	1,700 円																													
・櫛引町 1,200 円																														
・三川町 1,100 円																														
・朝日村 1,500 円																														
・温海町 2,000 円																														
・鶴岡市 400 円	・藤島町 800 円																													
・羽黒町 500 円	・櫛引町 500 円																													
・三川町 500 円	・朝日村 500 円																													
・温海町 900 円																														

部会名	健康福祉	分科会名	健康			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
031-072	人間ドック	対象者に相違がある。 ・鶴岡市 40 歳以上 ・藤島町 40 歳以上 ・羽黒町 40～67 歳 ・櫛引町 30 歳以上 ・三川町 40～69 歳 ・朝日村 40 歳以上 ・温海町 40～65 歳（5 歳ごと）		当面現行どおりとし、対象年齢を統一することに調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来どおり	
		委託料に相違がある。 （別紙参照）		鶴岡市の例を基本に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来どおり	
		自己負担金に相違がある。 （別紙参照） 国保の補助との関連大きい		当面現行どおりとし、国保事業とあわせ調整する。 （別紙参照）	1．合併まで 2．経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3．当面従来どおり	

部会名		健康福祉部会	分科会名	福祉分科会		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
032 - 020	社会福祉協議会 運営費等補助事業	社会福祉協議会が市町村に 1（社会福祉法 109 条） ということで、社協の合併の中で補助基準等の調 整が必要である。		新社協に対する補助金の取扱い。 現状の補助水準を維持すること を前提とした基準の作成。 社協との調整	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3, 当面従来通り	
032 - 033	重度障害者介護者激励金 支給事業	県補助事業（ 4 0 , 0 0 0 円 / 月 ）で、町村で上 乗せ 藤島 + 1 0 , 0 0 0 円 羽黒 + 1 0 、 0 0 0 円 櫛引 + 2 0 , 0 0 0 円 三川 ± 0 円 朝日 + 8 , 0 0 0 円 温海 + 1 2 , 0 0 0 円		県事業廃止に伴い合併までに事 業を廃止する。	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3, 当面従来通り	
032-034	重度障害者介護者激励金品 支給事業（単独）	市町村単独事業。市町村間の相違が大きい。 鶴岡 花鉢 藤島 50,000 円 羽黒 50,000 円 櫛引 5,000 円 / 月（60,000 円） 三川 7,000 円 / 月（84,000 円） 朝日 4,000 円 / 月（48,000 円） 温海 52,000 円（県事業非該当者に支給）		所得税非課税世帯(県事業対象世 帯)も対象世帯に加え経過期間実 施する。経過期間中に段階的に金 額の調整を行い、最終的に鶴岡市 の例を基本に調整する。 （寝たきり老人介護者激励金と 同様の取り扱い）	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3, 当面従来通り	

部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
032 - 036	重度心身障害児養育手当 支給事業	市町村独自事業であるが、相違が大きい 鶴岡 年 5,000 円 対象者 145 名 羽黒 年 40,000 円 対象者 9 名 櫛引 年 60,000 円 対象者 2 名		経過期間中に鶴岡市の例を基本 とした調整を行う。	1, 合併まで 2, 経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3, 当面従来通り	
		藤島 年 144,000 円 特児非該当への特例 （対象者が 17 歳であり、16 年度対象者消滅） 三川 年 60,000 円 特児非該当への特例 対象者 1 名 朝日 年 36,000 円 特児非該当への特例 対象者 0 名 温海 年 42,000 円 特児非該当への特例 対象者 0 名		経過期間中に事業廃止	1, 合併まで 2, 経過措置 ☒ 3 年以内 ☐ 5 年以内 ☐ 5 年超 3, 当面従来通り	

部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
032 - 064	紙おむつ支給事業	県事業への各市町村の上乗せ分の相違。 鶴岡 所得要件有り 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 1 2 万 月 4,000 円以内 藤島 所得要件無し 月 9,000 円以内 羽黒 所得要件なし 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 月 4,000 円以内 櫛引 所得要件なし 要介護 2 以下 月 5,500 円以内 要介護 3 月 6,500 円以内 要介護 4 以上 月 7,500 円以内 三川 所得要件なし 所得税 5 万円以下 月 8,000 円以内 所得税 5 万円超 月 4,000 円以内 朝日 所得要件有り 所得税非課税 月 8,000 円以内 課税 ~ 8 万円 月 4,000 円以内 温海 所得要件なし 所得税非課税 月 7,200 円以内 課税 ~ 月 3,600 円以内		高齡分科会では H17 から新たに検討を行い、H18 から実施することとしている。64 歳までは障害で、65 歳から高齡での利用となるため、移行時に大きな変化が生じないようにバランスをとりつつ、H17 に新たな基準を作成する。	1, 合併まで 2, <u>経過措置</u> ■ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3, 当面従来通り	

部会名		健康福祉部会	分科会名	福祉分科会		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
032 - 070	福祉タクシー券助成事業	対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる） 鶴岡 身障手帳 1～3 級、療育 A、精神 1 級 年 24 枚(一部 30 枚) 対象者 1,680 人 藤島 身障手帳 1～4 級(一部 6 級)療育 AB 養護学校通学者 年 48 枚 対象者 271 人 羽黒 身障手帳 1～3 級、療育 A 年 36 枚 対象者 96 人 櫛引 身障手帳 1～4 級、養護学校通学者 年 24 枚 対象者 55 人 三川 身障手帳 1～4 級、療育 AB、 養護学校通学者 年 48 名 対象者 63 人 朝日 身障手帳 1～4 級、療育 A 年 24 枚 対象者 25 人 温海 身障手帳第一種、療育 A 年 12 枚 対象者 89 人		経過措置期間の間に年次的に段階的引き下げを行い、最終的に鶴岡市の例に近づける。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3, 当面従来通り	
032 - 071	福祉ガソリン券助成事業	対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる） 鶴岡 タクシー券との選択 年 12 枚(一部 15 枚) 800 円/枚 対象者 433 人 藤島 脊損の手帳所持者、生計同一者 月 456 円×12 枚 対象者 2 人 羽黒 タクシー券との選択 年 12 枚、1,000 円/枚 対象者 54 人 三川 タクシー券との選択 年 48 枚、610 円/枚 対象者 12 人		経過措置期間の間に年次的に段階的引き下げを行い、最終的に鶴岡市の例に近づける。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 ☐ 3 年以内 ☒ 5 年以内 ☐ 5 年超 3, 当面従来通り	

部会名		健康福祉部会	分科会名	福祉分科会		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
033-302	高齢者長寿祝品等伝達事業	対象者・伝達内容・方法について、各町村に大きく差異がある。別表参照		合併までに見直し、新たな基準を作成する。 77歳（喜寿）座布団 88歳（米寿）賀詞 99歳（白寿）記念品・賀詞 100歳 賀詞・記念品・10万円 最高齢者 記念品	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3, 当面従来通り	
033-303	敬老事業等補助金交付事業	これまで各市町村においてそれぞれの全く違う方法で交付してきている。 鶴岡 数え 71歳以上（H19までに75歳に） 自治会等へ @1,100円 朝日 数え 70歳以上 地区公民館に委託 @2,500円+30,000円(アトラクション代) 温海 数え 70歳以上 @600円		当面従来どおり実施するが、新市において単価、年齢、対象等についての調整を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3, 当面従来通り	
		櫛引 桃寿荘の敬老会へ @2,000円 三川 なの花荘の敬老会へ @2,600円 朝日 かたくり荘の敬老会へ @2,500円 温海 温寿荘の敬老会へ @600円		特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併までに廃止を検討する。	1, 合併まで 2, 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3, 当面従来通り	

部会名	健康福祉部会	分科会名	高齢者福祉分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
033 - 025	外出に対する支援サービス	・助成額が異なる。 鶴岡市：初乗り運賃相当額 藤島町、三川町、櫛引町：費用の9割 羽黒町：500円を除く費用額 温海町：燃料費実費 朝日村：未実施 ・実施方法が異なる。 羽黒町、温海町：社会福祉法人に委託 他：タクシー会社に委託	現行羽黒町、温海町による社福法人委託は従来通り実施する。また現在実施されていない朝日村においては、経過期間中に社福法人委託を検討する。 タクシー利用については、運賃総額（介護分含む）から自己負担基準額1,000円（介護タクシーにあっては1,100円）を控除した額の2分の1を助成する。 社福法人委託の自己負担については、概ね必要経費（人件費等を含む総費用）の2分の1を自己負担とするよう調整する。	1、合併まで 2、経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り		
033 - 026	高齢者福祉タクシーの助成	・藤島町のみが実施している。	3年以内に事業廃止する。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等高齢者の移動支援策について検討を行なう。	1、合併まで 2、経過措置 ☒ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り		

部会名	健康福祉部会	分科会名	高齢者福祉分科会		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考
033 - 041	寝たきり老人紙おむつ支給	・ 給付基準が異なる。 ○ 所得要件 鶴岡市は、所得税 12 万円未満を対象としている。 朝日村は、所得税 8 万円以下を対象としている。 他は、所得要件がない。 ○ 対象者年齢 櫛引、三川、朝日は、65 歳未満の身体障害者等も対象としている。 ・ 給付内容が各市町村ごと異なる。 月額 2800 円～9000 円	介護保険事業の横出し「市町村特別給付（033 - 235）」で事業を行なう 基準は鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。 結果として ・ 藤島、羽黒、櫛引、三川、温海での給付対象者がせばまる。 ・ 朝日での対象者が広がる。 ・ 藤島、羽黒、櫛引での給付金額が下がる。 ・ 温海での給付金額が上がる。	1、合併まで 2、経過措置 ■ 1 年以内 □ 3 年以内 □ 5 年以内 □ 5 年超 3、当面従来通り	
033 - 048	寝たきり老人等介護者激励金支給	・ 鶴岡市、温海町が実施していない。	三川、朝日、藤島、羽黒、櫛引で事業を段階的に廃止する	1、合併まで 2、経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3、当面従来通り	
033 - 068	低所得者利用者負担減免	・ 鶴岡市のみ保険料第 2 段階まで実施 ・ 鶴岡市のみ社会福祉法人以外まで実施 ・ 鶴岡市のみ訪問入浴まで拡大	鶴岡市の例を基本に調整する 結果として ・ 鶴岡市以外での減免対象者数が増加する ・ 鶴岡市以外での減免対象サービスが拡大する ・ 家族介護手当（「寝たきり老人等介護者激励金支給（033 - 048）」）の廃止に合わせて実施	1、合併まで 2、経過措置 □ 3 年以内 ■ 5 年以内 □ 5 年超 3、当面従来通り	

部会名	健康福祉部会	分科会名	高齢者福祉分科会		
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考
033 - 210	介護保険料賦課・更正	・事務処理システムが異なる。 ・温海町の納期が異なる （6～3月の10期） 他は7～2月の8期。 ・保険料の基準額が異なる。 40,236円（鶴岡市） ～35,520円（三川町） ・保険料決定額の端数処理が異なる。 100円単位 鶴岡市、朝日村、温海町 10円単位 藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町 ・暫定賦課の際の保険料段階が違う。 第3段階：鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、温海町 第2段階：櫛引町、朝日村	保険料は、合併市の介護保険事業計画により、18年度で統一する 事務的なものについては、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 結果として ・温海町の納期が8期になる。 ・藤島、羽黒、櫛引、三川町の保険料の端数処理が100円単位になる。 ・櫛引町、朝日村の暫定賦課の保険料段階が第3段階に上がる。	1、合併まで 2、経過措置 ■ 1年以内 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3、当面従来通り	

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
034-013	認可保育所(公立)管理運営事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、朝日村の5市町村で実施。 保育内容、人員体制等に違いがある。 (別紙1) (別紙2)	運営方式、勤務形態など保育園全体について、民間委託等の検討も含め、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り		
034-029	保育料	全市町村で実施。 保育料の徴収基準に大きな違いがある。 (別紙3)	当面は住所地により保育料を算定することとし、5年以内に国の基準を基本に新しい保育料を検討する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り		
034-041	集団保育児童館	藤島町、羽黒町、櫛引町、温海町の4町で実施。 保護者負担額、受入れ年齢に違いがある。 16年度藤島町で廃止予定。 (別紙4)	櫛引町の1館を除き5年以内に廃館の方向で調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3. 当面従来通り		
034-043	放課後児童対策事業	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、温海町の6市町で実施。 管理運営方法に違いがある。 (別紙5)	新市において、経過措置(5年超)をもって調整する。	1. 合併まで 2. 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 ■ 5年超 3. 当面従来通り		

部会名	健康福祉	分科会名	社会児童			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
034-060	遺児教育手当支給事業	鶴岡市、温海町の2市町で実施。 算定基準に違いがある。 鶴岡：両親なし 3,000 円/月 片親 2,000 円/月 温海：両親なし 11,100 円/月 片親 6,100 円/月	5年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
034-062	誕生祝金	羽黒町、温海町の2町で実施。 算定基準に違いがある。 羽黒：3人目以降 20 万円 温海：3人目 10 万円、4人目 30 万円 5人目以降 50 万円	5年以内に廃止も含めて調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		
034-063	小規模災害の一時扶助	鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町の5市町村で実施。 算定基準に違いがある。 (別紙6)	合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。	1．合併まで 2．経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3．当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	管理学校教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
081-1224	私立高等学校生徒学費補助金	未実施町村との調整。補助対象・補助内容の調整 鶴岡市のみ実施 60人×25千円＝1,500千円	・補助対象・補助金額を鶴岡市の基準に統一し、 私立高等学校に限定して、初年度から実施する。 合併までに要綱を整備する。 130人×25,000＝3,250,000円	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り		
		朝日村では、通学費補助として県立高等学校も含めて実施（要保護・非課税世帯）	朝日村の高等学校等学費補助金については、 <u>当面現行通りとする。</u>	1、合併まで 2、経過措置 □5年以内 □5年超 <u>3、当面従来通り</u>		
081-1231	育英奨学金貸付等事業	・事業の継続実施。貸付対象、貸付基準、貸付額、償還方法等の調整 ・鶴岡市以外実施	<u>当面各町村で実施している制度を旧町村単位で継続する。</u>	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 <u>3、当面従来通り</u>		
081—1236	新入学児童ランドセル贈呈事業	・実施していない市町村との調整 ・贈呈の有無 ・有の場合購入先の統一 ・事業の継続実施 実施：朝日村・羽黒町・藤島町 未実施：鶴岡市・櫛引町・温海町・三川町	未実施市町が実施することにより、経費が、12,652千円増となることから、 <u>合併後3年を目途に廃止する方向で調整する。</u>	1、合併まで <u>2、経過措置</u> ■3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	管理学校教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
081—2201	スクールバス運行管理事務	・要綱等の調整 ・乗車対象地域等の設定基準 ・運行委託方法及び委託料の調整 ○鶴岡市 ・2,360円/h(委託料)の運行時間実績 - 小学校4 km(冬季2 km)以上 - 中学校6 km(冬季3 km)以上 ○藤島町 ・個人へ運行委託(月額197,800円) ・統合条件によるもの - 小学校2.5 km以上 - 中学校4 km以上 - バスの運行経路によるもの ○羽黒町 ・自動車会社への委託(月額168,000円) - 小学校4 km(冬季2 km) - 中学校6 km(冬季3 km) ○櫛引町 ・臨時職員(13,450円/日額) ・自動車会社委託(4月～11月の月額231,000円、12月～3月の月額300,000円) - 小学校6 km(冬季2.6 km)以上 - 中学校6 km(冬季3 km)以上 ○三川町 ・臨時職員(1,100円/h) - 小学校1～3年3.5 km(冬季2.5 km)以上、3～6年3.5 km以上 ○朝日村 ・個人(日額9,800円) ・自動車会社委託(日額9,800円) - 小学校2 km(冬季2 km)以上 - 中学校4 km(冬季4 km)以上 ○温海町 ・自動車会社に委託(実走距離×200円/1km+月額15万円)とバス会社に委託(実走距離×690円/1km+廻送距離×390円/1kmに0.8を乗じた額) - 統合の条件により近隣以外ほとんど対象	各市町村においては、課題に記載のとおりそれぞれの運行方式で運行しており、バスの所有状況や運行状況にも直営や委託と大きな差異がある。 このことは、かなりの時間をかけて検討することが必要となることから、現時点で現実味のある調整案を提示することは無理がある。 <u>これまでのそれぞれの市町村の事業費合計額を上回らないことを前提に、通学対策費補助金交付事務・スクールバス校外学習等活用事務とあわせ、合併後5年以内を目途に地域性や経過等を踏まえて調整するものとする。</u>	1、合併まで 2、経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	管理学校教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容	調整する時期の振分け	備考
081—2202	通学対策費補助金交付事務	・要綱等の調整 ・登下校対応と課外活動対応 ○登下校は、鶴岡市の一中、四中、五中、温海町、朝日村がスクールバス対応。鶴岡市の小学校(対象5校)、中学校(三中、豊中の冬季)は公共交通機関を利用し、定期券購入に対して補助。鶴岡市の二中は冬季のみバス借上げ。 ○土日・祝日等課外活動については、鶴岡市(一中、四中、五中)が定期券購入経費に補助金交付。 ・補助対象基準・補助率の相違点等 ○鶴岡市 - 小学校4km(冬季2km)以上補助率2/3、中学校6km(冬季3km)以上補助率全額、ただし、二中は定期バス路線換算の定期券購入経費の1/3補助。 ○三川町 - 自転車通学の生徒の保護者がバスを借上げた場合に予算の範囲内で補助 ○温海町 - 小学校2km中学校6km以上補助率は通学距離・学年で違いあり。 ○朝日村 - 小学校2km中学校4km以上はスクールバス対応、一部地域で保護者送迎の私有車使用に補助金交付 ・支出款項目の調整 - 実施：鶴岡市、三川町、朝日村、温海町		この事業は、4市町村で実施しているが、課題に記載のとおり現在の実施内容に差異があることから、現時点で調整案を提示することは無理がある。 <u>これまでのそれぞれの市町村の事業費合計額を上回らないことを前提に、スクールバス運行管理事務・スクールバス校外学習等活用事務等とあわせ、合併後5年以内を目途に地域性や経過等を踏まえて調整するものとする。</u>	1、合併まで 2、経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り	

部会名	教育	分科会名	管理学校教育			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
081—2206	体育文化活動奨励費補助金 交付事務	・補助要綱等の調整 ○補助金交付基準の統一 鶴岡市 小学生と中学生、東北大会まで2/3全国 3/4 藤島町 中学生のみ、全て100％ 羽黒町 中学生のみ、全て100％ 櫛引町 中学生のみ、全て100％ 三川町 中学生全て4/5、小学生打切り 朝日村 中学生のみ、県大会まで50％、東北大会以上100％ 温海町 中学生全て100％、小学生打切り ○部活動指導者への報償費支出 鶴岡市と櫛引町	全市町村が事業を実施しているが、補助対象者・補助率等が異なっていることから<u>補助要綱・補助金交付基準等は、合併後3年を目途に、下記調整案で調整する。</u> 小学生・中学生の全国大会まで4/5補助とする。 884千円の増 部活動指導者への謝金の支払は、鶴岡市と櫛引町が実施しているが、合併後3年を目途に廃止する方向で検討する。	1、合併まで 2、経過措置 ■3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り		
081—2207	国際理解教育関係業務	・A L T (外国語指導助手)配置の調整 （現在：鶴2、三1、朝1、温1、櫛1 但し時間派遣） 現在 28,170千円	<u>< A L T (外国語指導助手)配置形態 ></u> <u>現在の6名の配置数を基本として、現在の一般財源(地方交付税を含む)ベースでの配置とし、充実策については今後の検討課題とする。</u>	1 合併まで 2 経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3 当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	管理学校教育														
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考												
081—2208	学校支援職員配置・派遣関係業務	実施要領等の統一。単独事業の可否。派遣先，派遣人数，勤務条件，金額等の調整。現在，全市町村で26名派遣している。 14年度総額予算＝ 48，548千円 ＜内訳＞ 一般財源（ 9名） 15，544千円 緊急雇用（17名） 33，004千円	<u>緊急雇用の補助制度が平成16年度に終了し、事業継続には多額の負担増となることから、現行の人員配置は困難であるが、教育現場の重要性に鑑み、必要最低限の人員確保にとどめることとして、合併までに人員配置を検討する。</u>	1 合併まで 2 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り													
081-2408	幼稚園就園	入園料・保育料の統一。保育料の減免基準の調整 <table><tr><td></td><td>入園料</td><td>保育料</td></tr><tr><td>鶴岡市</td><td>11,000円</td><td>5,900円</td></tr><tr><td>羽黒町</td><td>なし</td><td>9,700円</td></tr><tr><td>三川町</td><td>なし</td><td>10,000円</td></tr></table>		入園料	保育料	鶴岡市	11,000円	5,900円	羽黒町	なし	9,700円	三川町	なし	10,000円	鶴岡市では入園料、保育料を国（総務省）の地方財政計画における公立学校入学金、授業料の基準額と同額としてきたが、合併町村(羽黒町、三川町)ではまちまちであることから、 <u>それぞれの額の改定基準を検討し、保育料の減免基準も含め調整する。</u>	1、合併まで 2、経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3、当面従来通り	
	入園料	保育料															
鶴岡市	11,000円	5,900円															
羽黒町	なし	9,700円															
三川町	なし	10,000円															
081 - 2601	給食の状況	1．給食方式(センター方式・自校給食方式)、施設の改築年度に相違がある。 センター方式（鶴岡市・藤島町・櫛引町・朝日村・温海町 自校給食方式（羽黒町・三川町）	1．改築後間もないセンター（温海町・藤島町・朝日村）を擁することから、 <u>当面は既存のセンター・自校方式を継続しながら有効活用を図る。</u>	1、合併まで 2、経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3、当面従来通り													

部会名	教育	分科会名	社会教育分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
082-027	地域社会教育活動振興	各地域の社会教育振興のための体制・施策に差異がある。コミュニティセンター（住民主導の地域活動）と公民館。 ・ 地域生涯学習事業費補助金交付規程（鶴岡市） ・ 生涯学習推進員設置（鶴岡市） ・ 社会教育推進員設置（羽黒町、櫛引町、三川町） ・ 人づくり派遣事業（朝日村）	合併後調整。 コミュニティセンター、公民館体制の整理、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。 各市町村で設置している生涯学習推進員、社会教育推進員等について、役割、設置、配置、報酬等の設置基準を制定する。	1 合併まで 2 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り		
082-063	中央公民館管理運営事業	各町村にある中央公民館の位置付け。 設置条例の検討。 運営審議会の調整。	合併までに調整 設置、運営審議会、使用許可、使用料等の設置基準を制定する。 現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。	1 合併まで 2 経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	社会教育分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
082-072	地区公民館管理運営事業	各市町村で条例設置。 町村において地区公民館体制に差異がある。設置条例の検討。	公民館体制の整理は、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。市町村の中央公民館と地区公民館との位置付け関係の整理を行う。条例の制定。	1 合併まで 2 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り		
082-073	地区公民館運営委託事業	藤島町の施策（運営を各公民館運営協議会に委託し住民主導による公民館活動の実施）	現行体制を維持しながら、随時検討を重ね、合併後検討。	1 合併まで 2 経過措置 ■ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り		
082-083	自治公民館等	組織単位はほぼ同じだが、行政との関わり方に差異があり。自治公民館への支援。	合併後調整。補助要綱の調整。補助内容の統一。住民公民館活動の支援体制の調整。 1 建設的事業に対する支援の統一 例：建築資金補助、融資斡旋 金額（上限・下限）率 2 事業振興のための支援 事業主体が町内会単位になっている各行政単位で行政をすすめるための目的をもった交付金が複数あるため、整理検討し公民館活動の補助金等の支援策を検討。	1 合併まで 2 経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3 当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	社会教育分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目・内容）	調整内容	調整する時期の振分け	備考	
082 - 084	図書館管理運営事業	図書館と図書室がある。	鶴岡を本館とし、町村は分館として位置付ける。	1 合併まで 2 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3 当面従来通り		
		図書館協議会の設置に差異がある。	図書館協議会を統合し、委員数10名程度、任期2年とし調整する。	1 合併まで 2 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3 当面従来通り		
		利用者サービスに差異がある。	利用カード、貸出及び返却については、電算整備がなされるまでは現行制度で運用する。 本館にある図書については、合併後、各分館で速やかに貸し出し利用を出来るようにする。 分館の整備を年次的に行う。 （図書館機能の整備、電算化等） 図書については、本館において分館のリクエストをとりまとめ一括購入する。	1 合併まで 2 経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☒ 5年超 3 当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	スポーツ分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目、内容）	調整内容	調整時期の振分け	備考	
083-047	体育施設使用料	使用者の居住地による違い 藤島・櫛引・三川・朝日・温海で実施 算定単位の違い 1時間当りのほか、藤島には午前・午後・夜間別あり 時間帯による料金差の有無 体育館等使用料に照明料を含む含まないの違い スポーツ・非スポーツ、プロ・アマ別使用料の違いの有無	町村住民以外を対象とした割増料金については、合併までに町村民を市民に置き換える。	1、合併まで 2、経過措置 □ 3年以内 □ 5年以内 □ 5年超 3、当面従来通り		
			料金体系については、合併後5年を目途に算定単位を1時間単位、照明使用料は別に設定するなどの統一と併せ、適正な受益者負担の観点から使用料全体の見直しを検討する。	1、合併まで 2、経過措置 □ 3年以内 ■ 5年以内 □ 5年超 3、当面従来通り		

部会名	教育	分科会名	スポーツ分科会			
管理番号	事務事業名	課題（調整が必要な項目、内容）		調整内容	調整時期の振分け	備考
083-048	体育施設使用料の減免	幼稚園 区域内：温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 小中学校 区域内：温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 高校 区域内：鶴岡は会場料のみ3分の2免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引・三川は全て全額免除、温海は会場料のみ全額免除、他は免除無 スポ少 区域内：鶴岡・温海は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 体育協会 区域内：鶴岡は会場料のみ2分の1免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引は会場料のみ全額免除、他は全て全額免除 定期利用登録団体 区域内：鶴岡は会場料のみ2分の1免除、藤島は全て2分の1免除、櫛引は会場料のみ全額免除、三川は全て全額免除、他は免除無		各町村住民を対象としている減免措置については、合併までに町村民を市民に置き換える。	1、合併まで 2、経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り	
				減免対象範囲や減免率については、適正な受益者負担の観点から合併後5年を目途に見直しのうえ統一する。	1、合併まで 2、経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超 3、当面従来通り	